

微小粒子状物質リスク評価手法専門委員会の設置について

1. 設置の趣旨

微小粒子状物質健康影響評価検討会報告において、微小粒子状物質は総体として人々の健康に一定の影響を与えることが疫学知見ならびに毒性知見から支持されるとされ、微小粒子に関する様々な影響について、さらに定量的な評価に関する考察を進める必要があるとされた。

その一方、微小粒子状物質は従前からみられていた呼吸器系のみならず循環器系や肺がん等様々な影響がみられるとともに、粒子状物質自体の影響に関する閾値の存在の有無を明らかにすることは難しいと当面結論するに至り、既存の手法による定量的な評価の実施が困難なことから、微小粒子状物質の定量的なリスク評価に係る新たな手法について十分に検討を行うべきであるとされたところ。

このため、微小粒子状物質のリスク評価手法を検討することを目的として、微小粒子状物質リスク評価手法専門委員会を中央環境審議会大気環境部会に設置する。

2. 検討事項

微小粒子状物質のリスク評価手法の情報に、健康影響に関する科学的知見を踏まえ、以下の事項について検討する。

- 欧米の微小粒子状物質定量的リスク評価手法の分析
- 定量的リスク評価手法の検討

3. スケジュール

平成20年6月の第1回開催後、上記2. の検討事項について数回にわたって審議・検討を行った後、微小粒子状物質のリスク評価手法に関する検討結果をとりまとめる。

4. 運営方針

本専門委員会の運営方針については、「中央環境審議会大気環境部会の小委員会及び専門委員会の運営方針について」（別紙）によるものとする。

また、当該運営方針に基づき、専門委員会の運営に関し、必要な事項について以下のとおり定める。

- ・本専門委員会においては、専門委員会での円滑な議論に資するため、委員長の指示により、議題に応じた作業会合を適宜開催し、実務的な検討作業を行うこととする。
- ・作業会合については、各分野における実務的な検討作業を進める過程において、当該分野に係る知見及び文献等に対する科学的見地からの有識者の自由な議論を妨げるおそれがあること、意思決定の中立性が損なわれるおそれがあることから、議事及び配付資料は非公開とする。

中央環境審議会大気環境部会の小委員会及び専門委員会の
運営方針について

〔平成13年 3月19日大気環境部会長決定〕
〔平成17年10月12日改正〕

	事 項
1 会議の公開及び出席者について	
(1) 会議の公開について	<p>①小委員会及び専門委員会は原則として公開とするものとし、公開することにより、公正かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがある場合又は特定の者に不当な利益若しくは不利益をもたらすおそれがある場合には、小委員長又は専門委員長は、小委員会又は専門委員会を非公開とすることができる。</p> <p>②小委員長及び専門委員長は、会議の公開に当たり、会議の円滑かつ静穏な進行を確保する観点から、傍聴者の入室について、人数の制限その他必要な制限を課すことができる。</p>
(2) 代理出席について	<p>代理出席は認めない。欠席した委員、臨時委員及び専門委員（以下「委員等」という。）に対しては、事務局からの資料送付等により、会議の状況を伝えるものとする。</p>
2 会議録等について	
(1) 会議録の内容について	<p>①小委員会及び専門委員会の会議録は、発言内容を精確に記載するものとする。</p> <p>②小委員会及び専門委員会の会議録の調製に当たっては、当該会議に出席した委員等の了承を得るものとする。</p>
(2) 会議録の配布について	<p>小委員会及び専門委員会の会議録は、当該小委員会又は専門委員会に属する委員等に配布するものとする。</p>
(3) 会議録及び議事要旨の公開について	<p>①公開した小委員会及び専門委員会の会議録は、公開するものとする。</p> <p>②小委員会及び専門委員会の会議の議事要旨は、公開するものとする。</p> <p>③公開した小委員会及び専門委員会の会議録及び議事要旨の公開は、環境省ホームページへの掲載及び環境省閲覧窓口への備付けにより行うものとする。</p>
3 その他	<p>上記に規定するもののほか、小委員会及び専門委員会の運営に関し必要な事項は、小委員長又は専門委員長が定めることができるものとする。</p>